静岡市障がい者共生のまちづくり計画

計画期間　令和６～12年度

中間見直し版

見直し対象期間　令和９～11年度

この冊子は、「静岡市 障 がい者 共 生のまちづくり計 画（令和６～12年度）」の中間見直しでの大きな変更点を抜粋しています。

1. 共生のまちづくり計画の中間見直しについて

○静岡市を、「障がいのある人も、障がいのない人も、お互いのことを大切にし、助け合い、住み慣れた場所で安心して自分らしく暮らすことのできるまち（共生のまち）」にすることを目的に計画を策定しています。

○この計画の期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間ですが、このうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の基本指針に基づき、中間見直しを行いました。

○今回の改訂では、市民アンケート調査や関係団体ヒアリング、自立支援協議会等でいただいた意見を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの成果目標や取組を定めました。

※この概要版では、今回の見直しで主に変更した内容を紹介しています。なお、個別の取組内容については、今後も関係者と話し合いながら検討を進めます。また、活動指標は過去3年間の実績や利用状況を参考に設定しています。

静岡市

令和９年３月

※完成版冊子には、各ページに、視覚障がいのある人等のための音声コードが入ります。

2. 今回の見直しで重視したこと

葵区PR キャラクター
あおいくん

今回の見直しでは、単にサービス量を確保するだけでなく、障がいのある人一人ひとりの希望や意思を尊重しながら、地域で暮らし続けることができる支援体制づくりを重視しています。

① 本人の意思を尊重した地域生活

地域移行の人数だけを目標とするのではなく、本人が希望する暮らしを実現できるよう、意思決定支援や地域生活を支える体制の充実を進めます。

②精神障がいのある人も地域で安心して暮らし続けられる

精神障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉が連携した支援を進めます。また、退院できたかだけでなく、退院後も地域で安定した生活を送ることができているかを重視します。

③生活を支える仕組みの充実

地域生活支援拠点等については、整備したかどうかだけでなく、相談、緊急時対応、人材育成などの機能が十分に発揮されているかを重視します。

④ 障がい児と家族への切れ目のない支援

児童発達支援センターをはじめとする関係機関が連携し、切れ目のない障害児支援体制の充実を図ります。

⑤ 相談支援体制の充実・強化

地域の相談支援専門員のバックアップ機能の充実など、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を検討していきます。

3. これまでにいただいた主なご意見

市民アンケート調査や関係団体への聞き取りなどでいただいたご意見を、テーマごとにまとめました。

【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人の希望を大切にすること	地域移行を進めるにあたっては、本人の意思を丁寧に確認しながら進めることが重要であり、暮らしの選択肢を知るための体験の機会も必要である。
地域で暮らすための環境	グループホーム等の住まいや日中活動の場が不足しており、地域生活を支える体制の充実が必要である。
目標の決め方	施設入所を真に必要とする人や入所待機者（273人）の実態を踏まえた現実的な目標設定が必要である。

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域で暮らし続けるための支援	精神障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・地域の連携を進める必要がある。
就労支援の充実	精神障がいのある人の一般就労が進むことで、本人の社会参加につながるとともに、精神障がいへの理解を広げる必要がある。
こころの健康への理解	精神疾患だけでなく、こころの不調を抱える人への理解を広げ、相談しやすい環境づくりが必要である。

【成果目標3】地域生活支援の充実

安心して暮らせる仕組み	「親亡き後」を見据え、住まいや緊急時対応など、地域で安心して暮らし続けるための仕組みが必要である。また、意思疎通が難しい人も含め、本人の意思を尊重した支援を行う仕組みが必要である。
拠点の役割と評価	地域生活支援拠点等については、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会の提供、人材育成等の機能が連携して発揮されることが重要であり、各機能の充実度や連携状況を継続的に評価していく必要がある。
強度行動障がいのある人への支援	強度行動障がいのある人を地域で支えるため、専門的人材の育成や関係機関の連携が必要である。

【成果目標5】障がい児支援体制の整備

切れ目のない支援	乳幼児期から学齢期まで、一人ひとりの成長に応じて継続的に支援できる仕組みが必要である。
家族への支援	障がい児本人への支援だけでなく、保護者の負担軽減や就労継続につながる支援も重要である。
医療的ケア児等への支援	医療的ケア児や重症心身障がい児とその家族を支えるため、短期入所や通所サービス等の充実が必要である。

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化

質の向上・人材育成	相談支援専門員の人数だけでなく、相談の質の向上や人材育成も重要である。
役割整理と連携	基幹相談・委託相談・計画相談等の役割分担の明確化と相互連携の強化が必要である。

4. 中間見直しの主な変更内容（令和11年度末目標）

【新規】は今回新しく追加された成果目標です。下の表では、中間見直しで主に変わった内容と令和11年度末の目標を紹介しています。

項目		目標値・内容
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
	地域移行者数	21人
	施設入所者数削減	21人
【目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	退院後の地域における平均生活日数	319.7日以上
	【新規】 退院後365日時点の再入院率	退院後365日　25.7%以下
	【新規】こころのサポーター養成数	サポーター養成数3,000人
	【新規】K6 を活用した評価	令和11年度末までに実施

項目		目標値・内容
【成果目標3】地域生活支援の充実		
	地域生活支援拠点等の整備	整備済
	強度行動障がい児者の支援体制整備	整備
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行		
	就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	168人
	【新規】就労選択支援利用者	450人以上
【成果目標5】障がい児支援体制の整備		
	【新規】4つの中核機能確保 【新規】インクルージョン協議	確保 設置
	【新規】伴走的相談支援体制	令和11年度末までに体制整備に向けた検討を実施
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化		
	基幹相談支援センターの設置	設置
	【新規】相談支援体制の地域診断を行った上で、体制の強化を図ることで、のぞまないセルフプラン件数ゼロ	令和11年度末までに実施
【成果目標7】障害福祉サービス等の質の向上		
	【新規】情報公表率・更新率	100%

5. 主な見直しの方向性について

この項目では、国が示す第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針を踏まえ、今回の中間見直しで主に見直した内容を紹介します。

【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 現状

令和8年3月31日時点で施設に入所している人のうち、一定の条件に該当する 21人を、地域移行の可能性を検討する際の参考としました。また、入所待機者273人の中には施設での支援を必要とする人がいる一方で、住まいや支援体制が整えば地域での生活が可能と考えられる人もいることが分かりました。

(2) 目標達成に向けた取組方針

地域移行は、本人の意思決定を尊重しながら進めることが重要です。本人が希望する暮らしを選択できるよう、本人への分かりやすい情報提供や体験の機会の確保を進めるとともに、グループホーム等の住まい、相談支援、日中活動などの地域生活を支える体制づくりを一体的に進めます。

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 現状

静岡市では、静岡市障害者自立支援協議会地域生活・移行支援部会等において、精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援について協議を行っています。また、精神保健福祉相談員の養成やピアサポート活動の推進を通じて、地域における支援体制の充実に取り組んでいます。

(2) 目標達成に向けた取組方針

精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携による支援を進めます。そのため、静岡市障害者自立支援協議会地域生活・移行支援部会等において継続的な協議を行うとともに、精神科病院からの退院後も地域で安定した生活を継続できるよう支援体制の充実を図ります。また、こころのサポーターの養成等を通じて精神障がいに対する理解促進を図るとともに、普及啓発や相談支援体制の充実に取り組みます。

【成果目標3】地域生活支援の充実

（1）現状

静岡市では面的整備により地域生活支援拠点等を整備し、運営状況の評価やグループホーム見学会、意思決定支援研修などに取り組んでいます。また、強度行動障がいのある人への支援について、地域生活・移行支援部会にプロジェクトチームを設置し、人材育成に関する報告書を令和8年度にまとめました。

（2）目標達成に向けた取組方針

地域生活支援拠点等の機能充実や強度行動障がいのある方への支援の充実に向け、地域生活支援拠点等の評価や見直し、意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、静岡市障害者自立支援協議会地域生活・移行支援部会等において継続的に協議を行いながら、関係機関が連携した支援体制づくりを進めます。

【成果目標5】 障がい児支援体制の整備

（1）現状

静岡市では、児童発達支援センターなどを含め関係機関で、障がいのあるこどもや発達が気になるこども、その家族への支援を行っています。また、医療的ケア児等支援コーディネーターを配置し、医療、福祉、保育、教育などの関係機関と連携して支援しています。

（2）目標達成に向けた取組方針

目標の達成にあたっては、発達が気になるこどもから重度障がいのあるこどもまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、児童発達支援センターをはじめとする関係機関の連携を進めます。また、医療的ケア児等への支援や相談支援など、地域における障がい児支援の課題を把握し、必要な体制について検討します。

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化

（1）現状

静岡市では、令和8年4月1日時点で11か所の基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。また、基幹相談支援センター機能の強化や相談支援専門員への支援、研修等を実施しています。一方で、障害福祉サービス利用者の増加に加え、相談内容の困難化・高度化も進んでいることから、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

（2）目標達成に向けた取組方針

目標の達成にあたっては、今後も地域の相談支援専門員へのバックアップ機能の充実を図るとともに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化に向け、静岡市における相談支援体制のあり方について引き続き検討を進めます。

この計画についてもっと知りたい場合

○この計画のより詳しい内容は、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）」に載せています。
○計画が必要な方は、静岡市役所 障害福祉企画課までご相談ください。
また、静岡市のホームページでも読むことができます。

静岡市ホームページ（静岡市障がい者共生のまちづくり計画）
○ URL ： https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s012570.html
○ 二次元コード：

発行：静岡市
障害福祉企画課・精神保健福祉課
令和9年3月

障害福祉企画課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL　054-221-1197
FAX　054-221-1494
精神保健福祉課
〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号
TEL　054-249-3179
FAX　054-249-3149